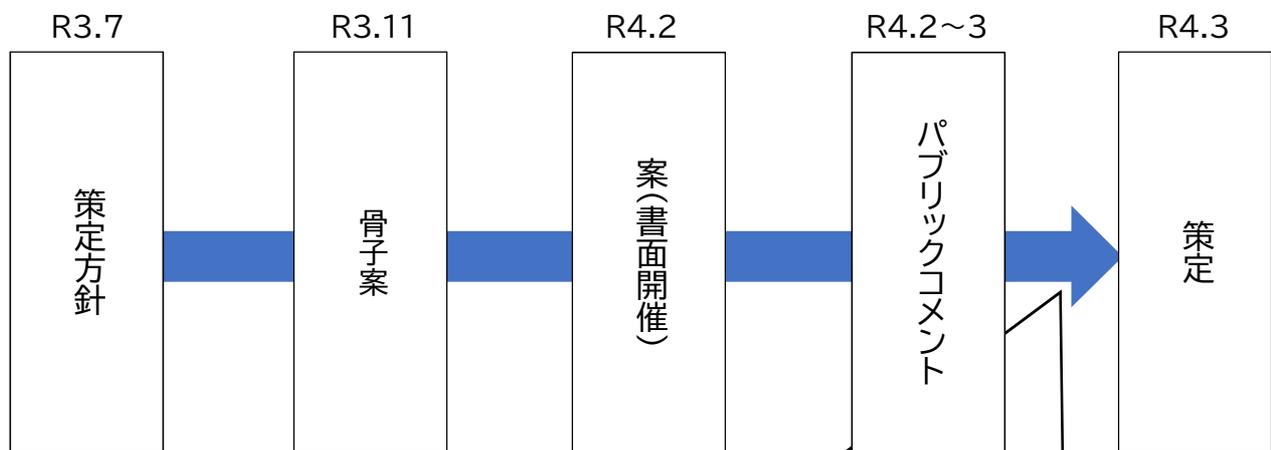


## 協議事項2 土岐市地域公共交通計画の策定について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画を策定するもの。

- 計画名 土岐市地域公共交通計画
- 区域 土岐市全域
- 計画期間 令和4年度～令和8年度(5年間)
- 策定スケジュール 下表の通り



### パブリックコメント後の対応について

- 「修正なし」もしくは「軽微な修正が必要」な場合 ⇒ 事務局にて修正 ⇒ 策定
- 「重要な修正が必要」な場合 ⇒ 書面開催にて再度協議 ⇒ 策定